

〒675-1380

2304

小野市王子町806番地の1
チャイコム101号

小野 希望子 様

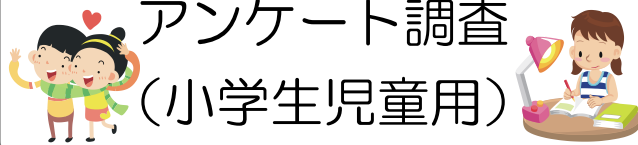
保護者 様

小野市

子ども・子育てに関する

アンケート調査

(小学生児童用)



●●小学校 1年

【調査ご協力をお願い】

皆さまには、日頃より市政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
さて、平成27年度から、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、「子ども・子育て支援法」に基づく新制度が始まります。

この制度では、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供するとともに、子どもが減少傾向にある地域の保育を支援し、子育て相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の子育て支援を一層充実することを目的としています。

小野市においても、この制度の施行開始に合わせ、幼児期の教育・保育や地域の子育て支援事業に関する需要を踏まえて、5年間を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定いたします。

つきましては、市民の皆さまの普段の子育ての状況や子育て支援に関するお考え・ご意見などをお聞かせいただき、事業計画に反映させたいと考えています。

このアンケート調査は、小野市にお住まいの「小学生のお子さまがいらっしゃるすべての保護者」の方を対象に、ご協力をお願いするものです。

(注記：小学生児童できょうだいがいらっしゃる家庭は、学年が小さい児童あてとしております。)

ご記入いただいた内容について、個々の調査票を公表したり、調査の目的以外に使用したりすることは、一切ございません。ぜひ、率直なご意見をお聞かせください。

日々お忙しい中とは存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、アンケート調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成25年12月

小野市長 蓬萊 務

■ ご記入いただきました「調査票のご提出(返送)」方法について

① 学校から、調査票の配布を受けられた ご家庭の場合

⇒ この封筒にお入れいただき、12月16日(月)までに「担任の先生にお渡し」ください。

② 市役所から、郵便で、調査票の送付があった ご家庭の場合

⇒ ご記入後は、3つ折りで、同封の「返信用封筒」にお入れいただき、12月16日(月)までに「ポストへ投かん」をお願いいたします。(切手の貼付は不要です)

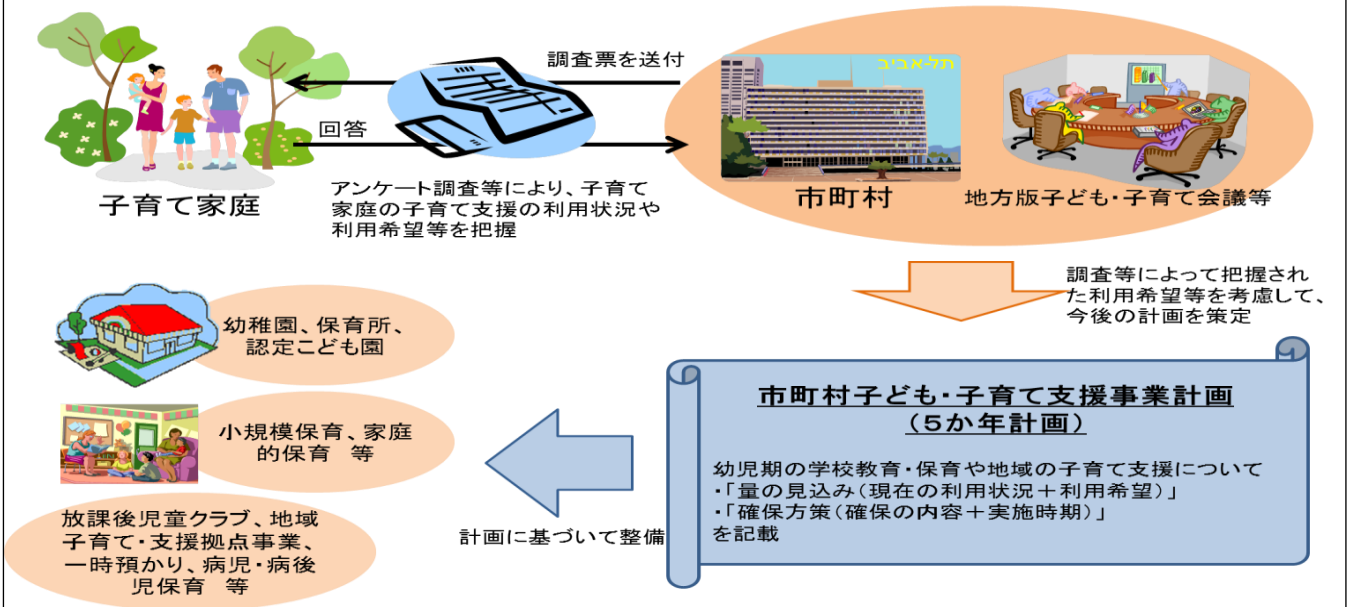
■ この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

お問い合わせ先 / 小野市役所 市民福祉部 子育て支援課
電話 0794-63-1645 FAX 0794-63-1990

【 記入にあたってのお願い 】

1. ご回答は、あて名のお子さまについて、できるかぎりお子さまの身の回りの世話を主にされている方が記入をしてください。
2. 調査票のページ数が多くありますが、ご回答いただく方を限定している設問がありますので、矢印表記などに沿いながら、最終のページまでご記入いただきますよう、お願いいたします。
3. 回答にあたっては、鉛筆又はボールペンで記入し、間違った場合は、消しゴムで消すか、二重線又は×印により訂正してください。
4. 選択肢がある場合には、番号を○印で囲んでください。選択肢の「その他」を選ばれた場合には、() 内に具体的な内容をご記入ください。
5. 数字（年齢や時間帯等）をお伺いする質問では、枠内右詰めに具体的な数字をご記入ください。**時間については 24 時間制でご記入ください。（例：午後 01 時 00 分 → 13 時 30 分）**
6. 保育サービスなどの子育て支援サービスについてお伺いする質問がありますが、これらの質問は「今後の利用希望などを把握するため」の質問であり、実際のサービスの利用条件（例：保育所やアフタースクールの入所要件など）をすべて表現しているものではありません。実際のサービスの利用条件などにつきましては、別途、市担当課窓口にご相談ください。

いただいた回答は地域の子育て支援の充実に生かされます



※このアンケート調査票で使用している主な用語の定義は、次のとおりです。

名称	内容
幼稚園	学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第22条）
保育所	児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設。（児童福祉法第39条）
認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）。
家庭的保育	保育者の家庭等で子どもを保育する事業
事業所内保育所・院内保育所	企業等が主に従業員用に運営する施設
ファミリー・サポート・センター	「子育ての応援をしてほしい人」と「応援をしたい人」がお互いに会員になり、援助活動を行う（送り迎えや預かりなど）事業
放課後児童クラブ（アフタースクール）	地域によって学童保育などと呼ばれる。小学校就学後の、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するもの
放課後子ども教室（寺子屋事業）	地域の方々との協力を得て、放課後に「よって吉蔵」や各地区のコミュニティセンターで学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できる

